

大分市指定管理者制度における 賃金スライド制度運用の手引き

令和8年6月

目次

目的・趣旨.....	1
第1章 賃金スライド制度の概要.....	1
1. 基本的な考え方.....	1
2. 対象施設・導入時期.....	1
3. 対象者.....	1
4. 対象経費.....	2
5. 賃金上昇率の算出方法.....	2
6. スライド額の算出方法.....	3
第2章 賃金スライド運用のイメージ.....	5
1. 全体イメージ.....	5
2. 算出例（X + 1年度の指定管理料に反映させる場合）.....	6
第3章 賃金スライド制度運用スケジュール.....	7
1. 概算スケジュール（市）.....	7
2. 概算スケジュール（指定管理者）.....	7
第4章 その他.....	8
1. 計画書について.....	8
2. 定期昇給等の賃上げを行ってこなかった指定管理者への対応について.....	8

目的・趣旨

本市のこれまでの指定管理者制度の運用では、指定期間中の賃金水準の変動に伴う人件費の増減については、あらかじめ事業者が変動リスクを想定した上で、施設の安定的かつ継続的な運営が可能な経費を提案しているものとして、指定管理料に反映することはしていませんでした。

しかしながら、近年は、指定管理者の当初の想定を大きく上回る最低賃金や労務単価の上昇が続いており、指定期間中の変動予測を立てることが困難な状況となっています。

このことを踏まえ、指定管理者の健全経営を通じた施設の適切な運営管理や、業務の適正な履行の確保、また、公募時における民間事業者等の参入リスクの低減を目的に、賃金水準の変動に応じて、指定期間2年目以降の指定管理料を変更する仕組み（以下「賃金スライド制度」という。）を導入します。

本手引きは、賃金スライド制度の運用にあたっての基本的な考え方や、事務手続きの流れ、内容等について整理したものです。

第1章 賃金スライド制度の概要

1. 基本的な考え方

指定期間2年目以降の指定管理料について、雇用形態別の賃金水準をはかる指標を基に変動率を算出し、一定以上の変動が見られた場合に見直しを行います。

なお、指定期間初年度については、選定時に賃金水準の変動が既に見込まれているものとして、賃金スライドの適用の対象としません。

2. 対象施設・導入時期

令和9年度以降、指定期間が開始するすべての指定管理施設から順次導入します。

3. 対象者

指定管理者（複数の団体等により構成された共同事業体等の場合は、共同事業体等を構成する企業を含む。）から直接雇用されており、かつ、直接指定管理業務に従事する職員を対象とします。再委託先の職員や人材派遣による職員、直接指定管理業務に従事しない職員は、対象に含まれません。

また、雇用形態を「正規職員」と「非正規職員」に分類します。

雇用形態	定 義
正規職員	・月給制・日給制の職員 など
非正規職員	・時給制の職員 など

4. 対象経費

労働基準法第11条（※）に規定される賃金のうち、賃金水準の変動による影響を受けるものを対象とします。通勤手当その他賃金水準の変動により直接的な影響を受けないもの及び自主事業に係る人件費は対象外とします。

対象となる経費の例	給料・賃金、賞与、法定福利費 など
対象とならない経費の例	通勤手当、住宅手当、健康診断費 など

※ 労働基準法（抜粋）

第11条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称に如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

5. 賃金上昇率の算出方法

① 採用する指標

雇用形態別の賃金上昇率をはかる指標は、雇用形態に応じて以下の指標を採用します。賃金上昇率については、当該年度に適用する指標が出そろった段階で企画課行政改革推進室が算出し、各施設所管課にお知らせします。その後、各施設所管課は「6. スライド額の算出方法」に従ってスライド額を算出し、翌年度の指定管理料に反映します。

雇用形態	採用する指標
正規職員	大分県人事委員会が公表する月例給「民間給与」及び特別給「民間の年間支給割合」 ※職員の給与等に関する報告及び勧告の概要に記載されています。
非正規職員	大分労働局が公表する「大分県最低賃金」

② 賃金上昇率の算定式（X+1年度の指定管理料に反映させる場合）

正規職員

$$X \text{ 年度の民間の年間給与額} \div (X-1) \text{ 年度の民間の年間給与額} \times 100 - 100$$

※ 年間給与額の算定式：X年度の月例給 × (12月 + X年度特別給の支給割合)

非正規職員

$$X \text{ 年度の大分県最低賃金額} \div (X-1) \text{ 年度の大分県最低賃金額} \times 100 - 100$$

6. スライド額の算出方法

① 算定式（X+1年度の指定管理料に反映させる場合）

$$\begin{aligned} \text{変動率(\%)} &= \text{賃金上昇率(\%)} - \text{指定管理者の想定賃金上昇率(\%)} \\ \text{スライド額} &= \text{(X+1)年度事業計画の対象経費総額} \times \left[\text{変動率(\%)} - \text{1\%(指定管理者負担割合)} \right] \end{aligned}$$

指定管理者の想定賃金上昇率

指定管理者が選定時に想定していた人件費(※)の上昇率

$$(X+1) \text{ 年度事業計画の対象経費/人(平均時給)} \div X \text{ 年度事業計画の対象経費/人(平均時給)} \times 100 - 100$$

※指定管理者が公募手続き参加時に提出する「賃金スライド制度の対象となる人件費に関する計画書(以下「計画書」という。)」の数値を使用します。

指定管理者負担割合(1%)

一定の変動については、従来から指定管理者のリスク負担として整理しているため、対象経費総額に乘じる率の1.0%分は指定管理者が負担する。

② 正規職員と非正規職員のスライド額

正規職員と非正規職員では変動率が大きく異なるため、賃金上昇率、指定管理者の想定賃金上昇率、対象経費総額は、正規職員と非正規職員それぞれで算出し、スライド額を算定します。

(詳細は、第2章を参照)

③ 変動率がマイナスとなった場合の取扱い

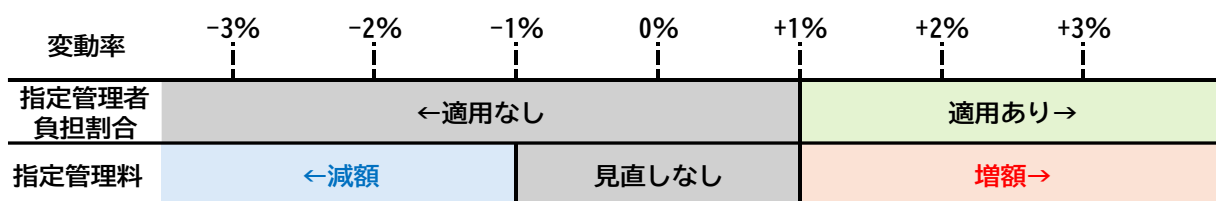
変動率は、雇用形態別の賃金水準をはかる指標を基に算出しているため、社会情勢の変動に応じてマイナスとなる場合も想定されます。変動率がマイナスとなった場合は、スライド額もマイナスとなり、翌年度の指定管理料から減額することとします。

④ スライド対象外範囲と指定管理者負担割合

変動率が-1%以上、+1%以下の場合、賃金スライドの適用対象外とします。

また、変動率が+1%を超える場合、指定管理者負担割合を適用します。

変動率	社会情勢	賃金スライド	指定管理者負担割合
1.01%以上	想定<実勢	適用あり(増額)	適用あり
-1%以上、+1%以下	想定≒実勢	なし	適用なし
-1.01%以下	想定>実勢	適用あり(減額)	適用なし



⑤ スライド額算出に使用する事業計画の対象経費

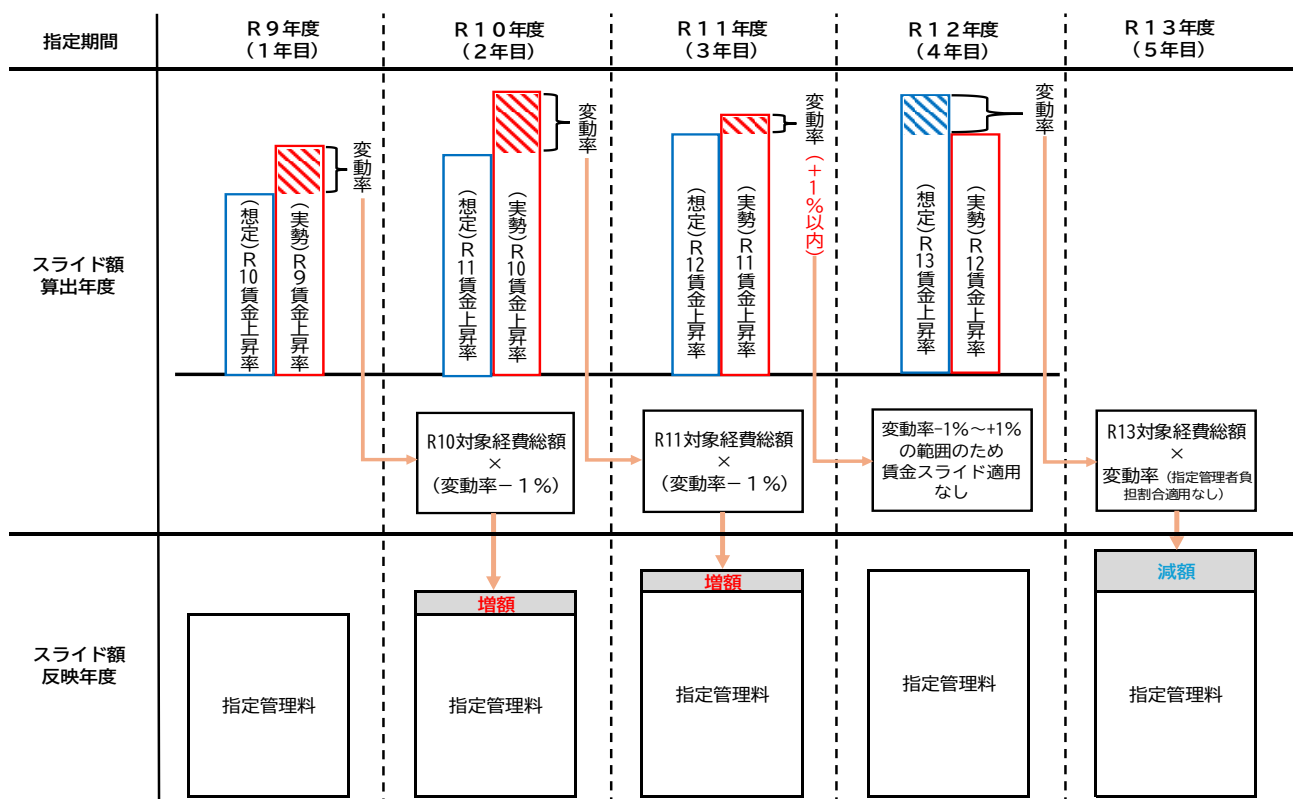
スライド額の算出に使用する事業計画の対象経費総額には、計画書に記載された対象経費総額を採用します。

⑥ スライド額算出時の小数点以下の取扱い

賃金上昇率	小数点第3位を四捨五入
指定管理者の想定賃金上昇率	小数点第3位を四捨五入
スライド額	1円未満の端数については切り捨て
消費税等相当額	1円未満の端数については切り捨て
計画書記載の「対象経費/人」の額	1円未満の端数については切り捨て
計画書記載の「平均時給」の額	1円未満の端数については切り捨て

第2章 賃金スライド運用のイメージ

1. 全体イメージ



【R9年度(1年目)】

R9年度の賃金スライドについては、選定時に賃金水準の変動が既に見込まれているものとして、適用の対象としません。

【R10年度(2年目)】

前年度のR9年度に、指定管理者の想定賃金上昇率(R10)と実勢の賃金上昇率(R9)を比較し、その差が変動率となります。

計画書のR10年度の対象経費総額に、当該変動率から指定管理者負担割合の1%を差し引いた率を乗じて得た額をスライド額として、R10年度の指定管理料に上乗せします。

【R12年度(4年目)】

前年度のR11年度に算出した変動率が-1%~+1%の間であるため、R12年度の指定管理料に変更はありません。

【R13年度(5年目)】

前年度のR12年度に算出した変動率がマイナス(-1%を超える)となるため、R13年度の指定管理料を減額します。なお、指定管理者負担割合(1%)の適用はありません。

※R14年度は指定期間終了により賃金スライド制度の適用なし。

2. 算出例（X+1年度の指定管理料に反映させる場合）

(1) 賃金上昇率(企画課行政改革推進室により算出)

①正規職員

年度	内容	数値
X年度	月例給	372,954 円
	特別給の支給割合	4.63 月
	年間給与額 [月例給 × (12+特別給の支給割合)]	6,202,225.02 円
(X-1)年度	月例給	362,534 円
	特別給の支給割合	4.6 月
	年間給与額 [月例給 × (12+特別給の支給割合)]	6,018,064.40 円
X年度	正規職員の賃金上昇率	3.06%(A)

②非正規職員

年度	内容	数値
X年度	大分県最低賃金	1,035 円
(X-1)年度	大分県最低賃金	954 円
X年度	非正規職員の賃金上昇率	8.49%(A')

(2) 指定管理者の想定賃金上昇率(指定管理者により算出)

①正規職員

年度	内容	数値
(X+1)年度	事業計画の対象経費/人	7,000,000 円
X年度	事業計画の対象経費/人	6,900,000 円
(X+1)年度	正規職員の想定賃金上昇率	1.45%(B)

②非正規職員

年度	内容	数値
(X+1)年度	平均時給/人	1,250 円
X年度	平均時給/人	1,200 円
(X+1)年度	非正規職員の想定賃金上昇率	4.17%(B')

(3) スライド額(施設所管課により算出)

内容	正規職員	非正規職員
変動率 [正規:C=A-B] [非正規:C'=A'-B']	1.61%(C)	4.32%(C')
変動率-指定管理者負担割合 [正規:D=C-1%] [非正規:D'=C'-1%]	0.61%(D)	3.32%(D')
(X+1)年度事業計画の対象経費総額 [正規:E] [非正規:E']	70,000,000 円(E)	20,000,000 円(E')
スライド額 [正規:F=D×E] [非正規:F'=D'×E']	427,000 円(F)	664,000 円(F')
スライド額合計(税抜) F+F'	1,091,000 円	
スライド額合計(税込)	1,200,100 円	

第3章 賃金スライド制度運用スケジュール

1. 概算スケジュール（市）

指定期間開始前	募集実施時	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 募集要項に賃金スライド制度に関する事項を追記し、本手引きを配布
	選定時	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 計画書を受領
指定期間中	9～11月頃	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 企画課行政改革推進室から各施設所管課に、当該年度の賃金上昇率を通知 ➤ 各施設所管課は、選定時に指定管理者から提出のあった計画書を基に、翌年度のスライド額を算出
		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 書式（例）14「賃金スライドによる指定管理料人件費の見直しにかかる通知（例）」を参考に、指定管理者に翌年度の賃金スライド額について通知
		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 賃金スライド額を反映させた指定管理料を予算要求
	3月末	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 賃金スライドにより指定管理料が増額された場合は、議会終了後に、書式（例）15「適切な賃金水準の確保に関する通知(例)」を指定管理者に通知
	4月～	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「賃金スライド額の人件費への反映状況に関するアンケート」を依頼

2. 概算スケジュール（指定管理者）

指定期間開始前	選定時	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 賃金スライド制度の概要や賃金スライド額の算出方法を確認したうえで、計画書を提出
指定期間中	11月頃	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「賃金スライドによる指定管理料人件費の見直しにかかる通知」を参考に、翌年度の賃上げ等を考慮したうえで、翌年度の事業計画を策定
	～仕様書で定める期日	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 翌年度の事業計画書を提出
	4月～	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「賃金スライド額の人件費への反映状況に関するアンケート」を回答

第4章 その他

1. 計画書について

当該資料は、賃金スライド制度を適用する上で重要な資料になります。

指定管理者は、当該資料を作成するに当たり、社会情勢を加味したうえで、適正な計画となるよう十分精査してください。

◆計画作成に当たり注意する点◆

- 指定管理者のこれまでの賃金支払実績、大分県人事委員会勧告の民間給与、大分県最低賃金の推移などを参考に、想定している給与額や賃金上昇率が社会通念上妥当なものとなっているか。
- 定期昇給などの賃金上昇が毎年度の計画に見込まれているか。

2. 定期昇給等の賃上げを行ってこなかった指定管理者への対応について

これまで定期昇給等の賃上げを行ってこなかった指定管理者についても、賃金スライド制度の対象となります。

本制度の目的である「指定管理者の健全経営を通じた施設の適切な運営管理」や「業務の適正な履行の確保」を達成するには、従業員の適正な給与水準の確保は重要になります。

これまで賃上げを行ってこなかった指定管理者であっても、増額分が指定管理業務に従事する労働者の賃金に適切に反映されるよう配慮をお願いします。